

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第51号

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年岩手県規則第78号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="188 488 264 517">附 則</p> <p data-bbox="124 535 228 564">1 [略]</p> <p data-bbox="124 582 794 848">2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第115条、第122条第3項、第123条第3項及び第126条第2項の規定の適用を受ける者についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="145 904 767 956" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">[略]</div>	<p data-bbox="874 488 951 517">附 則</p> <p data-bbox="805 535 909 564">1 [略]</p> <p data-bbox="805 582 1484 898">2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第115条、第122条第3項、第123条第3項及び第126条第2項の規定の適用を受ける者で<u>平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けているもの</u>についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="831 904 1453 956" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">[略]</div>
<p data-bbox="124 1016 533 1046">備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付けられる沿岸漁業改善資金から適用し、同日前に貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。